

HIO 教区新報 YOG

兵庫教区教務所
ホームページ

兵庫教区教務所
facebook

発行所

発行所
浄土真宗本願寺派 兵庫教区教務所
〒650-0011 神戸市中央区下山手通8丁目1番1号(本願寺神戸別院内)
電話 神戸(078)341-5949(代)
〔編集〕兵庫教区広報部

「緑葉」 兵庫教区広報部

10

10 of 10

2020.10 209号

教化・伝道の継続のために

—コロナ禍における教区の対応—

緊急事態宣言解除後、教務所では、手指消毒液や飛沫拡散防止板の設置・検温・距離を取った座席の配置など、新型コロナ対策をとったうえ、会議等を開催している。

六月十日には、第一七三回教区会、同月三十日には「御同朋の社会をめざす運動」教区委員会(以下「実践運動教区委員会」)を開催。七月一日には組長会が開催された。その

後、青年僧侶の会をはじめ、各種団体でWeb会議が行われている。

法要がライブ配信された。教区では、実践運動教区委員会で「コロナ禍での法座等開催」について対応策提示の提案がなされたことをうけ、常任委員会で検討のうえ「コロ

「YouTube」を利用して配信を行っている。併せて、オンライン会議・研修会の開催方法についても、教区より提示し奨励することとなつた。

心をうつしてみると、穏やかな夕暮れの時期になつて、拓次の詩『ゆふぐれ』にふれて、夕暮れが改めてお気に入りの時間になりました。大手は「ゆふぐれはあ



新型コロナ

同様のオンライン研修の実施を計画している。

YouTube配信に
本紙裏面をチェック！
については

穴粟組願壽寺藤井一葉

感染対策を実施して ～清風会練習再開～



アクリル板を設置して

兵庫教区には雅楽の研鑽を目的とし、教区や別院主催の法要、行事などに際し奏楽を行う『清風会』と新型コロナ感染拡大防止の観点より、三月から半年間活動を自粛していたが、九月より活動を再開。現在、手指のアルコール消毒や検温、飛沫感染防止のアクリル板を奏者の前に置くなど、感染防止の対策を充分行い、月に一度（第二火曜日）練習会を開催。午後六時～午後八時まで二時間、その腕を磨いて

いる。
雅楽では一人につき一つの楽器を主として演奏するが、会では三鼓という打ち物の練習も行う。稽古中は張り詰めた空気の中、全員で息を合わせ奏楽する。休憩中は各々がお互いの持つ雅楽の知識、情報などを交換している。

この記事を読んでいる貴方が、兵庫教区の僧侶で雅楽経験者、興味のある方であれば、兵庫教区教務所（078-341-15949）までお問い合わせを。ご一緒に研鑽しましよう。

「他力」の具体的な意味を教えてください。

一般に「他力」の語が用いられる時、「他力本願」という言葉を用いて「他力本願でいくしかない」とか「他力本願ではよくな

い」といった消極的な意味合いを使われることが少なくあります。これは「他力」を「他人の力」という意味で把握して、「他人の力をあてにする」と、理解されていることに原因があります。

淨土真宗では、親鸞聖人が「他力」といふは如來の本願力なり」（『教行証文類』）とおっしゃっています。また「利他」は、「自利他

（自分が他を利用す）という言葉の主語である「自」を略したもので、「自」である仏が「他」である私を利益する、つまり「私が必ずあなたを救う」という阿弥陀仏の救済活動を、仏の側から表現した言葉です。一方、「他利」といった場合は「他が利す」となり、「他」である仏が「自」である私を利益してくださる状況を表す言葉となります。したがって「他利」といった時は、「あなたの本願力が私をお救いくださる」と、衆生側の領解を述べています。

しかし救いのはたらきを表す

場合、中心はやはり仏の側にあります。そのことを大師は、「いままさに仏力を談せんとす。このゆゑに「利他」をもつてこ

れをいふ。《中略》これをもつて推するに、他力を増上縁となす。」（『往生論註』）

少し難しい言葉ですが、大師は「他力」の語に「利他」と「他利」（自分が他を利用す）という言葉の主語である「自」を略したもので、「自」である仏が「他」である私を利益する、つまり「私が必ずあなたを救う」という阿弥陀仏の救済活動を、仏の側から表現した言葉です。一方、「他利」といった場合は「他が利す」となり、「他」である仏が「自」である私を利益してくださる状況を表す言葉となります。したがって「他利」といった時は、「あなたの本願力が私をお救いくださる」と、衆生側の領解を述べています。

しかし救いのはたらきを表す

場合、中心はやはり仏の側にあります。そのことを大師は、「いままさに仏力を談せんとす。このゆゑに「利他」をもつてこれをい



■ ■ ■ 願記手続きのお知らせ ■ ■ ■

願記手続きのお知らせ

受付において、**提出書類が不備の場合は受付いたしかねますので必ず整えてご提出ください。**

なお、早急に書類が整えられる場合は、1週間に限り教務所にてお預かりいたしますが、受付とはなりませんことを申し添えます。1週間を経過いたしましたら寺院宛にお返しさせていただきます。

●下記の願記については、受付開始日が定められています。

任期満了日の1ヶ月前から受付	責任役員任命申請・門徒総代届 住職代務任命申請
法要修行の3ヶ月前から受付	法要慶祝御扱交付申請
習礼・教修開始日の1年前から受付	得度願 教師授与願
公告後1ヶ月後からの受付	除却新築承認申請 寺有財産処分承認申請

任期を伴う願記

●責任役員任命申請・門徒総代届

- ・責任役員及び門徒総代の**任期は4年間**となっております。なお、**再任の場合でも必ずお手続きください。**
- ・任期途中での役員改選、死亡による就退任があった場合もお手続きください。
- ・責任役員任命申請冥加は、18,000円（内訳：宗派 12,000円、教区 6,000円）となります。
なお、任期満了日から1年以内且つ再任の場合に限り冥加金は不要となります。
- ・門徒総代届については、冥加金は不要となります。
- ・責任役員（通算12年・3期以上）、または門徒総代（通算20年・5期以上）された方には、院号が交付されます。（宗派に届出をしている場合に限ります。交付には手続きが必要です）
- ・責任役員及び門徒総代（元も含む）が死亡された場合、宗派より弔慰状と御香が送られますので兵庫教区教務所までご連絡ください。

●住職代務任命申請

- ・住職代務の**任期は2年間**となっております。（寺則にて4年に変更されている場合は4年間）
なお、**再任の場合でも必ずお手続きください。**
- ・住職代務任命申請冥加は、30,000円（内訳：宗派 20,000円、教区 10,000円）となります。
なお、任期満了日から1年以内且つ再任の場合に限り冥加金は不要となります。
- ・申請者は、住職又は住職代務となります。但し、住職又は住職代務の死亡による申請、任期満了後1年を経過している場合は責任役員被互選者となります。
※責任役員被互選者…任期中の責任役員（任期満了の場合は、新たに就任する責任役員）のうちから互選された方となります。

忘れがちな願記

●死亡届（宗派提出用）

- ・住職、前住職、衆徒、坊守、前坊守が死亡した場合は届出ください。
- ・添付書類
 - i 死亡を証する書類【除籍謄本、死亡診断書、火葬許可証等（写し可）】
 - ii 僧籍を有する方は度牒（紛失している場合は度牒紛失届を提出）

